

第21回

富士さんへ謹賀新年～富士山あて年賀状～

美しい富士山を守り、未来へ引き継いで行くために。
富士山あての年賀状を全国から募集します。

募集期間

令和5年11月14日（火）～

令和6年1月16日（火）必着

応募規定

- ・ 年賀状として創作されていること。（新年を祝う気持ちが表されている等）
- ・ 富士山のイラストと富士山へのメッセージが書き添えられていること。
- ・ 応募作品は1人1点のみ。
- ・ 郵便はがき、または同サイズ(100mm×148mm)の用紙を使用すること。
- ・ 画材や画法は自由。展示することを想定し平面な作品に限る。
- ・ 写真や既製のイラストの使用は不可。応募者本人が著作権を有し、未公開のデザインに限る。
- ・ はがきのあて名面に以下の応募者情報を明記すること。
①氏名②年齢(学校名/学年)③住所④TEL⑤募集を知ったきっかけ

審査

入選200点を選出し、その中から入賞作品20点(最優秀賞、優秀賞、審査員長賞、審査員特別賞、企画力賞、表現力賞、メッセージ賞)を決定します。

発表

2月中旬に富士山ボランティアセンターのホームページで入賞作品を発表します。
また、入賞及び入選者へは、賞品・記念品の発送をもって通知します。
※選外の方へは通知しません。

応募先 問い合わせ

〒401-0301

山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1(山梨県立富士山世界遺産センター北館内)

富士山ボランティアセンター「富士さんへ謹賀新年」係

TEL:0555-20-9229

URL:<https://www.yamanashi-kankou.jp/volunteer/>



応募に際しての注意事項等は、裏面をご確認ください。

選考方法

予備審査において、年代別の応募数を参考に選出数を決定し、応募規定を満たした作品の中から入選作品200点を選出します。

本審査において、予備審査で選出された200点の中から20点の入賞作品を決定します。

【年代別3部門】小学生の部（低学年・高学年）、中学生・高校生の部、一般の部

賞詳細

最優秀賞	10,000円分商品券、記念品
優秀賞	5,000円分商品券、記念品
審査員長賞	5,000円分商品券、記念品
審査員特別賞	2,000円分商品券、記念品
企画力賞	1,000円分商品券、記念品（斬新かつ独創的、趣向をこらした作品）
表現力賞	1,000円分商品券、記念品（美術的に優れている作品）
メッセージ賞	1,000円分商品券、記念品（富士山への熱い思いや個人的な思い入れが書かれた作品）

作品の取扱い

- ・入賞及び入選作品の著作権は、富士山憲章山梨県推進会議に帰属する。
- ・入賞及び入選作品は返却しない。
- ・入賞及び入選作品は、巡回展が終了したのち、富士山ボランティアセンターにて保管する。

注意事項

- ・応募者の個人情報については、本募集に関わること以外の目的で使用しません。
- ・受賞作品の発表及び入賞・入選作品展等において、該当作品の応募者氏名と居住都道府県を公表します。
- ・応募規定に反する作品は審査対象となりません。
- ・応募者の年齢（学年）が記載されていない作品は、一般の部にて審査します。

昨年度 最優秀作品



小学生の部



中学生・高校生の部



一般の部

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 一 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 一 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 一 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 一 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 一 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日
山梨県 静岡県